

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料については、還付された記憶が無いにもかかわらず、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の国民年金保険料は、昭和41年12月6日に過年度納付されたものが、還付済みとされているが、同名簿には、還付年月日の記載があるのみで、還付理由、還付金額等の記載は無い上、社会保険庁の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料を還付した記録は記載されていない。

また、申立期間の国民年金保険料については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、申立人は国民年金の任意加入期間であるにもかかわらず、誤って過年度保険料を収納したことにより還付が生じたものとする、還付時点で、申立期間と同様に申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であった昭和37年8月から39年1月までの期間及び42年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料についても還付されるべきものと考えられるが、当該期間の国民年金保険料は還付されていない。

さらに、申立期間直前の昭和39年度について、社会保険庁の特殊台帳では9か月が納付済みとされているが、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が保管している国民年金手帳では、納付済みを示す記載が6か月とされていることから、申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、父親から届いた葉書で、国民年金制度のことを知っていたので、役所職員又は集金人と思われる者が、勤務先の2階にあった自分の部屋を国民年金の加入勧奨のため訪れた際、国民年金の加入手続を行い、その場で1か月分の国民年金保険料100円を納付するとともに、その後の国民年金保険料についても、勤務先の総支配人に依頼して、毎月、給与から控除してもらい、勤務先を通じて集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入経緯、国民年金保険料の納付方法について詳細かつ具体的に申し述べるとともに、申立人が国民年金の加入手続を行った際に納付したと主張する金額は、当時の国民年金保険料額と一致している上、申立人が訪問により国民年金の加入勧奨を受けたことは、申立人の国民年金手帳記号番号が、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、「個別訪問分」として払い出されたことが確認できることから裏付けられ、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月8日に払い出されたものと推認されることから、少なくとも同年1月には国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付する意識を有していたものと考えられ、申立人が国民年金の加入手続の際に納付したとする1か月分の国民年金保険料に

については、申立内容及び同番号の払出時点等から判断して、36年12月分の国民年金保険料と考えるのが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から同年11月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間については現年度納付できる期間であるものの、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付した記憶は無いと申し述べており、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年12月31日）及び資格取得日（昭和30年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和28年12月から29年9月までは4,000円、同年10月から30年8月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月31日から30年9月1日まで

私は、自動車整備士としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB法人が発行する自動車整備技能者手帳の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録において、申立人と同様に自動車整備士であり、昭和28年7月31日から33年3月4日までA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる同僚は、「申立人とは、一緒に寮生活をしながらA社に継続して勤務しており、二人とも、申立期間の前後を通じて、業務内容や勤務形態に変更は無く、申立人の資格喪失日に特別な出来事もなかった。」旨を供述していることから、申立人は、申立期間当時において、当該同僚と同様に、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和 28 年 11 月及び 30 年 9 月の記録並びに同僚の記録から、28 年 12 月から 29 年 9 月までは 4,000 円、同年 10 月から 30 年 8 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 12 月から 30 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの期間及び38年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和38年7月から45年3月まで

私は、昭和36年4月当時、家族と同居して家業の手伝いをしていたことから、母親が、母親自身及び兄と一緒に、私の国民年金の加入手続を行うとともに、家族三人分の国民年金保険料を集金人に納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年6月に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、36年4月から37年7月までの期間及び38年7月から43年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、43年4月から45年3月までの期間は過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から44年11月までの期間について、申立人の母親が居住する市町村とは異なる市町村に居住している上、申立人の兄弟三人のうち、申立人と同様に20歳前に厚生年金保険の

被保険者となっていた一人は、国民年金加入期間について、20 歳から 94 か月が未納とされており、申立人の母親が申立人を含む兄弟全員について、20 歳から国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間は2つの期間で合計 97 か月と比較的長期間である上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

私は、夫が、未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、義父母にお金を借りて、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫は死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫は、昭和36年4月から38年8月までの期間及び45年10月から47年9月までの期間（計53か月）の国民年金保険料を、55年6月に特例納付しているが、その時点での年齢は51歳であり、過去の年金加入期間に60歳までに加入できる期間を加えても年金の受給資格期間に達しないため、特例納付により国民年金保険料を納付しなければならない事情があった申立人の夫のみが、当該期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではなく、このことは、申立期間のうち、47年10月から52年3月までの国民年金保険料を特例納付により納付できたにもかかわらず、未納とされていることから裏付けられる。

さらに、申立人の夫にお金を貸したとされる申立人の義父母も死亡しており、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人の夫が申立人の申立

期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、市役所又は社会保険事務所から、国民年金保険料の免除申請を行っていた期間について、追納の納付書が郵送されてきたため、その納付書で国民年金保険料を追納していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料を追納した時期及び期間等について記憶が明確でない。

また、社会保険庁の特殊台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間③直後の昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を 55 年 12 月に追納したことが確認できるが、申立人は、追納した回数は 1 回のみであったと申し述べていることから、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が追納したと主張する金額は、社会保険庁の記録において追納済みとされている期間に申立期間を加えた国民年金保険料額とは異なっており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 31 日から 59 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、代表取締役としてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録上、A社は昭和 58 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票によると、申立人に係る昭和 58 年 8 月の標準報酬月額の変更が取り消されていることが確認できる上、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していた被保険者の中には、同年 6 月以降に被保険者資格を喪失している者が確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理は全喪日より後の日付けで、同日にさかのぼって行われていたことが認められる。

さらに、申立人が代表取締役としてA社に勤務していたことは、商業登記簿謄本及び社会保険庁の記録においても確認でき、自らの厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る届出を行っていたものと考えられるところ、この記録が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、仮に申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成 19 年法律第 131 号）第 1 条第 1 項ただし書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 16 日から 44 年 1 月 4 日まで

私は、採用面接の時、入社後すぐに法定の各種保険に加入させるとの話を聞いてA社に入社し、昭和 43 年 5 月 16 日から平成 2 年 2 月 11 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する乗務員台帳から判断すると、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは確認できるが、申立人の同社における雇用保険の加入記録によると、資格取得日は申立期間直後の昭和 44 年 1 月 5 日とされ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

また、A社からは、「申立期間当時は、6 か月ぐらいの試用期間があったようである。」旨の供述が得られた上、社会保険庁の記録によると、当時の複数の同僚は、同社に入社したとされる日から最短で約 6 か月、最長で約 1 年 1 か月経過した日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社から一定の期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 5 日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、A社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除についての供

述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月1日から同年11月1日まで
② 昭和30年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和29年9月1日から31年7月16日までA事業所の出張所に勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（平成18年4月1日にA事業所から名称変更）から提出された人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所の出張所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、B事業所は、「当時、当事務所では、短期臨時職員を多数雇用しており、これら臨時職員は、勤務から2か月後に厚生年金保険に加入させていたと思われる。」旨を供述している上、同事業所が保管する人事記録により、申立人と同じ昭和29年9月1日から同事業所に短期臨時職員として勤務していたことが確認できる複数の同僚は、社会保険庁の記録上、申立人と同様に、同年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は、国家公務員共済組合に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間②において、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、昭和28年12月1日から29年11月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は連番で被

保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A事業所とB事業所との間の職員派遣契約に基づき、平成 12 年 3 月 1 日からB事業所に理学療法士として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の供述及びB事業所の回答から判断すると、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは確認できるが、同事業所から提出された申立人に係る平成 12 年 3 月分及び同年 4 月分の給料支払明細書を見ると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、B事業所の厚生年金保険の事業所としての新規適用年月日は平成 12 年 4 月 1 日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、当時の同僚等からも申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。